

**【新設】（帳簿価額から減算する金額のあん分）**

**2-3-22 の 3** 法人が子会社株式簿価減額特例の適用を受ける場合において、当該法人が有する他の法人の株式（2-3-17《2以上の種類の株式の発行されている場合の銘柄の意義》の取扱いによりそれぞれ異なる銘柄として令第119条の2第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定の適用を受けるものに限る。）の帳簿価額から減算する金額は、益金不算入相当額を対象配当等の額に係る基準時の直前におけるそれぞれの銘柄の帳簿価額の比によりあん分して計算した金額とする。

**【解説】**

- 1 本通達は、子会社株式簿価減額特例（令119の3⑦）の適用を受ける場合において、他の法人（子法人）が2以上の種類の株式を発行している場合の当該他の法人の株式の帳簿価額から減算する金額についての取扱いを明らかにするものである。
- 2 法人が他の法人から受ける配当等の額（対象配当等の額）がある場合において、その対象配当等の額とその対象配当等の額を受ける日の属する事業年度開始の日からその受ける直前までに受けた他の配当等の額（同一事業年度内配当等の額）との合計額が、これらの配当等の額に係る各基準時の直前において有する他の法人の株式等の帳簿価額のうち最も大きいものの10%相当額を超えるときは、その対象配当等の額に係る基準時の直前における当該他の法人の株式等の帳簿価額からその対象配当等の額のうち益金不算入相当額を減算した金額を基に、その基準時における一単位当たりの帳簿価額を計算することとされている（令119の3⑦）。
- 3 ところで、この他の法人が2以上の種類の株式を発行している場合において、その受ける対象配当等の額に係る益金不算入相当額をこれらの株式の帳簿価額からどのように減算することとなるのか疑義が生ずる。

この点、種類が異なる株式に係る帳簿価額であっても投下資本の一部を構成することによりはなれないため、帳簿価額の10%を超える配当によって他の法人の純資産が減少するのであれば、2以上の種類の株式のうち配当が行われない株式の帳簿価額についても引き下げることが妥当であると考えられることから、全ての種類の株式の帳簿価額を引き下げることとされている。この場合において、本通達では、2以上の種類の他の法人の株式の帳簿価額から減算する金額については、益金不算入相当額をそれぞれの帳簿価額の比によりあん分して計算した金額によることとし、帳簿価額から減算する金額を各種類の株式に自由に配分することはできないことを明らかにしている。

なお、他の法人が発行する2以上の種類の株式を有する場合の10%判定については、法人税基本通達2-3-22《帳簿価額のうち最も大きいものの意義》の注書において別途取扱いを定めている。

- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通2-3-20の3）を定めている。